令和4年12月5日 制定 令和6年1月26日 一部改定 令和7年3月5日 一部改定

> 国土交通省航空局安全部 無人航空機安全課長

無人航空機操縦者技能証明の申請等の事務処理に関するガイドライン

1 目的

本ガイドラインは、航空法(昭和27年法律第231号)第11章第3節及び航空法施 行規則(昭和27年運輸省令第56号)第10章第3節で定められた無人航空機操縦者 技能証明制度について、その申請等に必要な事項に係る詳細な指針を示すことを目的 とする。

2 定義

本ガイドラインにおいて、以下用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところに よる。

- (1)法: 航空法(昭和27年法律第231号)をいう。
- (2) 規則: 航空法施行規則(昭和 27 年運輸省令第 56 号)をいう。
- (3) 技能証明: 航空法及び航空法施行規則で定められた無人航空機操縦者技能証 明をいう。
- (4) 一等技能証明: 一等無人航空機操縦士の資格についての技能証明をいう。
- (5) 二等技能証明:二等無人航空機操縦士の資格についての技能証明をいう。
- (6) 技能証明書: 無人航空機操縦者技能証明書をいう。
- (7)事務処理要領:無人航空機操縦者技能証明に関する事務処理要領(国空無機 第235404号(令和4年11月28日))をいう。
- (8) 技能証明申請者:無人航空機操縦者技能証明を申請しようとする者をいう。
- (9) 技能証明申請者番号: 技能証明申請者を一意に識別するために割り当てられ た番号をいう。
- (10)技能証明申請システム:ドローン情報基盤システム(技能証明申請機能) をいう。
- 3 申請等の種類

技能証明申請者が行う申請等の種類は以下の通り。各種申請の詳細は事務処理要領 を参照すること。

- (1)規則236条の38の規定による技能証明書の新規申請
- (2)規則236条の60の規定による技能証明書の限定変更申請
- (3) 規則 236 条の 68 の規定による技能証明書の返納
- (4) 規則 236 条の 66 及び同 236 条の 67 の規定による技能証明書の再交付申請
- (5) 規則 236 条の 57 による技能証明の更新申請

#### 4 技能証明書の新規交付申請



4.1 事前準備

技能証明申請者は以下に掲げる事項を登録講習機関の講習受講及び指定試験機関の試験受験を開始する前までに完了しておく必要がある。

(1) 技能証明申請システムのアカウント開設

技能証明申請は技能証明申請システムによりオンラインで行うため、ログインするためのアカウントを事前に作成するものとする。

技能証明申請システムにアクセスし、アカウントを開設する。

URL: <u>https://www.uapc.dips.mlit.go.jp/lic/menu</u>

(以降の技能証明申請システム URL も同様とする。)

<留意事項>

技能証明申請システムのログイン画面においてアカウントを作成する際、 「個人のアカウントを開設する場合」と「企業・団体のアカウントを開設する 場合」の両方が可能であるが、技能証明申請者は個人であることから、「個人の アカウントを開設する場合」を選択すること。

(2) 技能証明申請者番号の取得

技能証明申請システムのアカウント開設後、登録講習機関での講習受講及び

指定試験機関での学科試験等の申込みを行うに当たっては、事前に技能証明申 請者番号を取得する必要がある。技能証明申請システムにおいて、次に掲げる 「申請情報」の項目の入力及び本人確認を行うことにより、技能証明申請者番 号(10桁の半角数字。例:2212000001)が発行される。

なお、技能証明申請者番号の取得申請の際に行う、本人確認の詳細は事務処 理要領を参照すること。

(申請情報)

- ① 氏名
  - フリガナ、英字の入力も必須とする。

フリガナは全角カナで入力し、「氏」と「名」の間に全角スペース を入れること。

英字は「氏」・「名」の順に半角英字(大文字)で入力し、「氏」 と「名」の間に半角スペースを入れること。

英字はヘボン式ローマ字とすること。なお、漢字氏名に旧字体等を 使用している場合、常用漢字で代用する場合がある。

- 例:氏 名 航空 太郎
  - フリガナ コウクウ タロウ
  - 英 字 KOKU TARO
- 2 生年月日
   西暦での入力とする。
- ③ 電話番号 技能証明申請者に緊急の連絡をする必要が生じる場合があるため、 常時連絡を取ることができる電話番号とする。
- ④ メールアドレス 技能証明申請者に緊急の連絡をする必要が生じる場合があるため、 常時連絡を取ることができるメールアドレスとする。
- ⑤ 住所

本人確認書類に記載された住所とする。なお、引越等で住所が変更 となった場合は、速やかに技能証明申請システムより属性情報の 変更申請を行うものとする。

- ⑥ 書類発送先の住所(日本国内に限る。) 技能証明申請者が速やかに受領可能な住所とする。なお、本住所に 技能証明書の郵送を行うものとする。
- ⑦ 顔写真(JPG 形式、JPEG 形式又は PNG 形式) 技能証明申請者の顔写真を登録するものとする。
   <留意事項>
   本写真は技能証明書へ掲載されるものであるため、原則以下に掲 げる条件を満たすこと。
  - ・縦横比が縦3cm、横2.4cmのサイズを目安とすること
  - ・ピクセルサイズが縦 480 ピクセル、横 480 ピクセル以上である こと
  - ・申請前6か月月以内に撮影したもの
  - ・顔が鮮明に見えるもの
  - ・帽子を被っていないもの
  - ・正面を向いているもの

- ・ 胸から上を写しているもの(上三分身)
- ・背景(影を含む)がないもの
- ・顔の輪郭が露出しているもの
- ・目の周辺に髪の毛、マスク、眼鏡、つけまつげ、まつげエクステ 等の一部あるいはその影が入らないもの
- ・ピンぼけや手ぶれにより不鮮明になっていないもの
- ・目を大きくするなど、顔のパーツを変形させていないもの
- ・変形やマスキングなどの画像処理を施していないもの
- ・画像の乱れが発生していないもの

※特に、証明写真機や写真館等で撮影した写真ではなく、自身で撮影した写真を使用する場合は、条件に適合しているか十分に確認すること。なお、背景を無地とするために画像加工された写真は認められない。

⑧ 講習の受講を希望する登録講習機関情報

登録講習機関における無人航空機講習の修了による実地試験の免除(規則第236条の54)を受けようとする場合は、講習の受講を 希望する登録講習機関事務所コードを最大5つ登録するものとす る。なお、登録講習機関事務所コードは、技能証明申請システム 内の登録講習機関一覧

(<u>https://www.uapc.dips.mlit.go.jp/org-lic/trn-agc/all0fficeCodeList</u>) で確認し、入力するものとする。 なお、登録講習機関は登録講習機関事務所コードが入力された技 能証明申請者の情報を、講習の受講申請の際の本人確認に使用す るものとする。

⑨ 法第132条の46第1項及び規則236条の43に該当する事由の有

技能証明の拒否又は保留の事由となる病気等の該当有無を、技能 証明申請システム内で選択するものとする。1つでも該当する項 目がある場合、技能証明申請者番号の取得申請を行うことはでき ない。

- 4.2 登録講習機関での講習受講

登録講習機関における無人航空機講習の修了により実地試験の免除を受けようと する技能証明申請者は、「4.1 事前準備」で申請した登録講習機関のうち、実際 に受講を希望する登録講習機関に連絡を行って講習の受講申請を行い、講習を受講す るものとする。(受講申請は、各登録講習機関が規定する方法で行うものとする。) なお、必要な学科講習及び実地講習を修了した際に、登録講習機関より講習をすべ て修了した証明として、講習修了証明書が電子データ等で発行される。講習修了証明 書は、講習修了内容を一意に特定する講習修了証明書番号(TCから始まる14桁の半 角英数字。例:TC123422120001)が記載されている。

また、「4.1 事前準備」で申請した登録講習機関と異なる登録講習機関での講 習を希望する場合、技能証明申請者は、技能証明申請システム上で「4.1 事前準 備」で申請した「⑧講習の受講を希望する登録講習機関情報」の変更を行った上で、 登録講習機関に対し講習の受講申請を行うものとする。

#### 4.3 指定試験機関での試験受験

技能証明申請者は、指定試験機関に対し、試験の受験申請を行い、指定試験機関で 学科試験、実地試験及び身体検査を受ける必要がある。(受験申請は、指定試験機関 (URL:<u>https://ua-remote-pilot-exam.com/</u>)が規定する方法で行うものとする。) なお、必要な試験に合格した際に、指定試験機関より全ての試験に合格した証明と して、技能証明合格証明書が電子データで交付される。技能証明合格証明書には、試 験合格内容を一意に特定する技能証明合格証明書番号(CP 又は LP から始まる 14 桁 の半角英数字。例:CP123221200001)が記載されている。

また、技能証明合格証明書番号以外にも、各試験に合格した証明として、学科試験 合格証明書番号(DEから始まる14桁の半角英数字。例:DE123221200001)、実地試 験合格証明書番号(PEから始まる14桁の半角英数字。例:PE123221200001)及び身 体検査合格証明書番号(BCから始まる14桁の半角英数字。例:BC123221200001)が 交付される。ただし、登録録講習機関での無人航空機講習を修了し、実地試験の免除 を受ける場合は、実地試験合格証明書番号の交付は行われない。

#### 4.4 技能証明書の新規交付申請

技能証明申請者は、指定試験機関及び登録講習機関により技能証明申請システムに 登録された以下に掲げる「アップロード情報」の内容と、所有している技能証明合格 証明書及び講習修了証明書(以下「各種証明書」という。)に記載されている情報が 一致していることを確認の上、各種証明書の電子データを技能証明申請システムにア ップロードすることで、技能証明書の申請を行うものとする。

(アップロード情報)

- 技能証明に関する情報
  - イ)技能証明の資格についての区分
    - 例:一等、二等
  - ロ)技能証明の種類についての限定
     例:マルチコプター、ヘリコプター、飛行機、最大離陸重量 25kg
     未満
  - ハ) 技能証明の飛行方法についての限定
  - 例:目視内飛行、昼間飛行
  - ニ) 条件等
    - 例:眼鏡等
- ② 技能証明合格証明書に関する情報
  - イ) 技能証明合格証明書番号
    - CP 又は LP から始まる 14 桁の半角英数字。例: CP123221200001
  - ロ) 合格者に関する情報技能証明申請者番号
  - ハ)指定試験機関に関する情報 指定試験機関番号
  - ニ)学科試験に関する情報
  - 学科試験合格証明書番号、合格日、有効期間
  - ホ)実地試験に関する情報

実地試験合格証明書番号、合格日

- へ)身体検査に関する情報
- 身体検査合格証明書番号、合格日、有効期間
- ③ 講習の修了証明書に関する情報
  - イ)講習修了証明書番号
    - TC から始まる 14 桁の半角英数字。例: TC123422120001
  - ロ)修了者に関する情報技能証明申請者番号
  - ハ)登録講習機関に関する情報 登録講習機関事務所コード
  - ニ)学科講習に関する情報
    - 区分(一等、二等)
  - ホ)実地講習に関する情報 区分(新規、限定変更)、機体の種類の限定、飛行方法の限定

技能証明書の交付申請後、事務処理要領に示す方法により、手数料の納付及び登録 免許税の納付(一等技能証明を取得する場合のみ)を行う。納付が確認された後、書 類送付先住所へ簡易書留にて技能証明書(サンプル例)が郵送される。すでに技能証 明書を有している場合には、旧技能証明書を、新たな技能証明書を受領後速やかに 「6.1 新規交付(区分の追加)及び限定変更での技能証明の内容変更に伴う返納」 に従って返納すること。





5章

「4 技能証明書の新規交付申請」での事前準備は不要なため、「4.2 登録講 習機関での講習受講」~「4.4 技能証明書の新規交付申請」に準じて限定変更申 請を行うものとする。 6 技能証明書の返納申請

技能証明申請者は、以下に示す手順で技能証明書の返納手続を行うものとする。な お、返納の理由により必要な手続が異なるため詳細は各項目を参照すること。

6.1 新規交付(区分の追加)及び限定変更での技能証明の内容変更に伴う返納



ブイドフイン 6.1章

技能証明申請者は、「4 技能証明書の新規交付申請」及び「5 技能証明書の限 定変更申請」の手続完了後、速やかに旧技能証明書を「提出先」の宛先に郵送し返納 するものとする。なお、返納に当たって技能証明申請システムにおける手続は不要で ある。

○提出先

〒110-8691 日本郵便株式会社 上野郵便局 郵便私書箱第 122 号 国土交通省 航空局 無人航空機操縦者技能証明申請受付事務局 技能証明書回収係 行

6.2 技能証明の取消し及び有効期間切れ等の失効に伴う返納

技能証明申請者は、取消し及び有効期間切れ等の理由による技能証明の失効後、速 やかに技能証明書を「提出先」の宛先に郵送し返納するものとする。なお、返納に当 たって技能証明申請システムにおける手続は不要である。 取消し及び有効期間切れ等の理由により失効した時点で、技能証明は無効となる。

○提出先

〒110-8691 日本郵便株式会社 上野郵便局 郵便私書箱第 122 号

国土交通省 航空局 無人航空機操縦者技能証明申請受付事務局 技能証明書回収係 行

#### 6.3 自主返納

技能証明申請者は、技能証明申請システム上で「4 技能証明書の新規交付申請」 及び「5 技能証明書の限定変更申請」において登録されている情報の確認を行い、 技能証明申請システムの案内に従い手続を行うものとする。返納手続後は、速やかに 技能証明書を「提出先」の宛先に郵送し返納するものとする。

なお、返納手続の審査についての審査完了メールを受領した時点で、保有している すべての技能証明は無効となる。



○提出先

〒110-8691 日本郵便株式会社 上野郵便局 郵便私書箱第 122 号

国土交通省 航空局 無人航空機操縦者技能証明申請受付事務局 技能証明書返納係 行

#### 7 技能証明書の再交付申請

#### 7.1 技能証明書の失効再交付申請



7.1.1 事前準備

技能証明申請者は以下に掲げる事項を登録更新講習機関の失効再交付講習受講を 開始する前までに完了しておく必要がある。

(1)技能証明申請者番号の属性情報変更

「4.1(2)技能証明申請者番号の取得」で技能証明申請システムに登録 した申請情報に次に掲げる「申請情報」の項目を追加登録すること。

(申請情報)

- 失効再交付講習の受講を希望する登録更新講習機関情報
   失効再交付講習の受講を希望する登録更新講習機関事務所コードを
   1つ登録するものとする。なお、登録更新講習機関事務所コード
   は、技能証明申請システム内の登録更新講習機関一覧
   (https://www.uapc.dips.mlit.go.jp/org-lic/rnwl-trnagc/validOfficeCodeList)で確認し、入力するものとする。
   なお、登録更新講習機関は登録更新講習機関事務所コードが入力 された技能証明申請者の情報を、失効再交付講習の受講申請の際の本人確認に使用するものとする。
- 7.1.2 登録更新講習機関での講習受講
   技能証明申請者は、「7.1.1 事前準備」で申請した登録更新講習機関に連絡

を行って失効再交付講習の受講申請を行い、失効再交付講習を受講するものとする。 (受講申請は、各登録更新講習機関が規定する方法で行うものとする。)

なお、失効再交付講習を修了した際に、登録更新講習機関より失効再交付講習をす べて修了した証明として、失効再交付講習修了証明書が電子データ等で発行される。 失効再交付講習修了証明書は、失効再交付講習修了内容を一意に特定する失効再交付 講習修了証明書番号(ELから始まる14桁の半角英数字。例:EL123422120001)が記 載されている。

また、「7.1.1 事前準備」で申請した登録更新講習機関と異なる登録更新講 習機関での失効再交付講習を希望する場合、技能証明申請者は、技能証明申請システ ム上で「7.1.1 事前準備」で申請した「失効再交付講習の受講を希望する登録 更新講習機関情報」の変更を行った上で、登録更新講習機関に対し失効再交付講習の 受講申請を行うものとする。

7.1.3 身体適性基準に適合することを証する書類の準備

技能証明申請者は、保有する技能証明の限定に応じて適切な、医師又は登録更新講 習機関により受けた無人航空機操縦者身体適性検査証明書(申請日前3月以内に検査 を受けたものに限る。)、身体検査合格証明書(申請日前1年以内に交付されたもの に限る。)、有効な航空身体検査証明書又は国土交通大臣が同等以上と認めるもの(以 下「身体適性検査証明書等」という。)を用意すること。なお、「国土交通大臣がこれ らと同等以上と認めるもの」は、運転免許証又は航空機操縦練習許可書とする。

#### 7.1.4 技能証明書の失効再交付申請

技能証明申請者は、登録更新講習機関により技能証明申請システムに登録された以 下に掲げる「アップロード情報」の内容と、所有している失効再交付講習修了証明書 及び身体適性検査証明書等(以下「各種証明書」という。)に記載されている情報が 一致していることを確認(①については、登録更新講習機関で身体適性検査を受検し た者に限る。)の上、再交付理由欄に失効再交付による再交付申請であること及び失 効再交付講習修了証明書番号を記入し、速やかに各種証明書を「提出先」の宛先に郵 送することにより、技能証明書の失効再交付申請を行うものとする。

(アップロード情報)

- 身体適性検査に関する情報
  - イ) 身体適性検査証明書番号
    - PA から始まる 14 桁の半角英数字。例: PA123221200001
  - 口) 受験方法
    - 例:医療機関の診断書の提出、公的な証明書等の提出
  - ハ) 条件等
    - 例:眼鏡等
  - 二) 身体適性検査日
  - 身体適性検査日
  - ホ) 公的な証明書等

「公的な証明書等の提出」の場合のみ、当該免許証番号等

- ② 失効再交付講習の修了証明書に関する情報
  - イ)失効再交付講習修了証明書番号
  - EL から始まる 14 桁の半角英数字。例:EL123422120001
  - ロ)修了者に関する情報

技能証明申請者番号

- ハ)登録更新講習機関に関する情報 登録更新講習機関事務所コード
- ニ)失効再交付講習に関する情報区分(一等、二等)

○提出先

〒110-8691 日本郵便株式会社 上野郵便局 郵便私書箱第 122 号 国土交通省 航空局 無人航空機操縦者技能証明申請受付事務局 行

技能証明の失効再交付申請後、事務処理要領に示す方法により、手数料の納付を行 う。納付が確認された後、書類送付先住所へ簡易書留にて技能証明書(サンプル例) が郵送される。

7.2 技能証明書の滅失等再交付申請



技能証明申請システム上で「4 技能証明書の新規交付申請」及び「5 技能証明 書の限定変更申請」で登録された情報の確認並びに再交付理由(例:引越による住所 変更のため、結婚による氏名変更のため)の入力を行い、申請を行うものとする。 再交付申請後、事務処理要領に示す方法により、手数料の納付を行う。納付が確認された後、書類送付先住所へ簡易書留にて新しい技能証明書が郵送される。

技能証明書の再交付を受けた技能証明申請者は、新たな技能証明書を受領後(滅失 による再交付の場合は旧技能証明書を発見後)速やかに旧技能証明書を以下の宛先に 郵送し返納するものとする。なお、返納に当たって技能証明申請システムにおける手 続は不要である。

○提出先

〒110-8691 日本郵便株式会社 上野郵便局 郵便私書箱第 122 号 国土交通省 航空局 無人航空機操縦者技能証明申請受付事務局 技能証明書回収係 行

#### 8 技能証明の更新申請



8.1 事前準備

技能証明申請者は以下に掲げる事項を登録更新講習機関の更新講習受講を開始す る前までに完了しておく必要がある。

(1) 技能証明申請者番号の属性情報変更

「4.1(2)技能証明申請者番号の取得」で技能証明申請システムに登録 した申請情報に次に掲げる「申請情報」の項目を追加登録すること。

(申請情報)

更新講習の受講を希望する登録更新講習機関情報
 更新講習の受講を希望する登録更新講習機関事務所コードを1つ登録するものとする。なお、登録更新講習機関事務所コードは、技能
 証明申請システム内の登録更新講習機関一覧

(https://www.uapc.dips.mlit.go.jp/org-lic/rnwl-trn-

agc/validOfficeCodeList) で確認し、入力するものとする。 なお、登録更新講習機関は登録更新講習機関事務所コードが入力 された技能証明申請者の情報を、更新講習の受講申請の際の本人 確認に使用するものとする。 8.2 登録更新講習機関での講習受講

技能証明申請者は、「8.1 事前準備」で申請した登録更新講習機関に連絡を行って更新講習の受講申請を行い、更新講習を受講するものとする。(受講申請は、各登録更新講習機関が規定する方法で行うものとする。)

なお、更新講習を修了した際に、登録更新講習機関より更新講習をすべて修了した 証明として、更新講習修了証明書が電子データ等で発行される。更新講習修了証明書 は、更新講習修了内容を一意に特定する更新講習修了証明書番号(UC から始まる 14 桁の半角英数字。例: UC123422120001)が記載されている。

また、「8.1 事前準備」で申請した登録更新講習機関と異なる登録更新講習機 関での更新講習を希望する場合、技能証明申請者は、技能証明申請システム上で「8. 1 事前準備」で申請した「更新講習の受講を希望する登録更新講習機関情報」の変 更を行った上で、登録更新講習機関に対し更新講習の受講申請を行うものとする。

8.3 身体適性基準に適合することを証する書類の準備

技能証明申請者は、保有する技能証明の限定に応じて適切な、医師又は登録更新講 習機関により受けた無人航空機操縦者身体適性検査証明書(申請日前3月以内に検査 を受けたものに限る。)、身体検査合格証明書(申請日前1年以内に交付されたもの に限る。)、有効な航空身体検査証明書又は国土交通大臣が同等以上と認めるもの(以 下「身体適性検査証明書等」という。)用意すること。なお、「国土交通大臣がこれら と同等以上と認めるもの」は、運転免許証(一等技能証明(最大離陸重量25キログ ラム未満についての限定をされるものに限る。)及び二等技能証明に限る。)又は航空 機操縦練習許可書とする。

#### 8.4 技能証明の更新申請

技能証明の有効期間の更新を申請する者は、当該技能証明の有効期間が満了する日 の6月前から更新申請をすることができる。また、技能証明の有効期間の更新を申請 することができる期間(以下「更新期間」という。)の全期間を通じて本邦以外の地 に滞在する者は、その事実を証明する書類(在留証明等)を添えて、更新期間前に技 能証明の有効期間の更新申請をすることができる。ただし、更新期間前に有効期間の 更新がされた技能証明の有効期間の起算日は、更新された技能証明書が交付された日 となる。

技能証明申請者は、登録更新講習機関により技能証明申請システムに登録された以 下に掲げる「アップロード情報」の内容と、所有している更新講習修了証明書に記載 されている情報が一致していることを確認(①については、登録更新講習機関で身体 適性検査を受検した者に限る。)の上、更新講習修了証明書及び身体適性検査証明書 等の電子データを技能証明申請システムにアップロードすることで、技能証明の更新 申請を行うものとする。

(アップロード情報)

- 身体適性検査に関する情報
  - イ)身体適性検査証明書番号

PA から始まる 14 桁の半角英数字。例: PA123221200001

- ロ)受験方法
  - 例:医療機関の診断書の提出、公的な証明書等の提出
- ハ)条件等
  - 例:眼鏡等

- 二) 身体適性検査日
- 身体適性検査日
- ホ) 公的な証明書等
  - 「公的な証明書等の提出」の場合のみ、当該免許証番号等
- ② 更新講習の修了証明書に関する情報
  - イ)更新講習修了証明書番号
    - UC から始まる 14 桁の半角英数字。例: UC123422120001
  - ロ)修了者に関する情報技能証明申請者番号
  - ハ)登録更新講習機関に関する情報 登録更新講習機関事務所コード
  - ニ) 更新講習に関する情報
    - 区分(一等、二等)

技能証明の更新申請後、事務処理要領に示す方法により、手数料の納付を行う。納 付が確認された後、書類送付先住所へ簡易書留にて技能証明書(サンプル例)が郵送 される。なお、新たな技能証明書が届くまでの間に法第132条の87に規定する特定 飛行を行う場合には、当該技能証明が更新されていることを証明するため、更新前の 旧技能証明書とともに、更新完了の旨を通知するメールを印刷して携帯し、又は画面 等ですぐに提示できる状態にしておくこと。旧技能証明書は、新たな技能証明書の受 領後速やかに以下の宛先に郵送し返納するものとする。なお、返納に当たって技能証 明申請システムにおける手続は不要である。

○提出先

〒110-8691 日本郵便株式会社 上野郵便局 郵便私書箱第 122 号 国土交通省 航空局 無人航空機操縦者技能証明申請受付事務局 技能証明書回収係 行 (サンプル例)

無人 Unmann 交付 Date of Is	航空 ed Air	Cra 登録	ft 录日	Remo	te 20	<b>古技</b> 的 Pilot	Certif	月 i ca	te 1			第 211012345611 号 2027.11.31 まで有効
氏 <sub>Name</sub> 生年月 Date of B	名 Birth	無人 TARC 190	ол м 01.1 ес 19	大郎 2.3	3 1 31							Date of Expiration
住 Addres 条件 Conditio	所 ss 等	東京眼鏡	₹都न き等	F代I	田区	電が関	11-1	- ·	1			
区分 Classifi- cation	年月日 Date	F	限定 Rating Limit	事項 as an ation	id is	区分 Classifi- cation	年月日 Date	R	限定 ating imita	事項 is an ation	d s	
一等	2024. 12.01	ŷ	25 kg	昼間	-	二等	2024. 12.01	飛行機	25 kg	昼間	目視内	
-	-	-	-	-	-	二等	2024. 12.01	マルチ	25 kg	昼間	目視内	国 + 交 通 大 雨 m
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Minister of Land, Infrastructur アタリ

主釈 Note	25
区分	一等 :一等無人航空機操縦士 Unmanned Aircraft Remote Pilot CLASS I
lassification	) 二等 :二等無人航空機操縦士 Unmanned Aircraft Remote Pilot CLASS II
	マルチ:回転翼航空機(マルチローター) Rotorcraft(Multirotor) 発行機:飛行機(固定翼) Aeroplane
限定事項 Ratings	ヘリ :回転翼航空機(ヘリコプター) Rotorcraft(Helicopter)
and imitations	25kg:最大離陸重量 25kg 未満 Maximum takeoff weight less than 25kg Daytime Flight
	目視内:目視内飛行

#### 別添

#### 技能証明申請手続きフロー(新規)





#### 技能証明申請手続きフロー (再交付)

### 技能証明書の再交付申請を開始

**Step1:ドローン情報基盤システムにログインする** ログインID、パスワードを入力し、ドローン情報基盤システムに ログインします。

Step2:申請者情報入力画面に進む メインメニューで「技能証明書の再交付」のボタンを選択します。

₩

➡

-

₩

Step3:申請者情報を確認する 表示されている申請者に関する情報を確認します。

Step4 : 申請情報を確認する

入力した情報を確認して申請を行います。

#### Step5: 到達確認をする

技能証明書の再交付申請された方へ確認のメールが送付されるので、 メールを開いて到達確認を行います。

#### 技能証明書の再交付申請が完了

航空局にて申請内容の確認を行います。

#### 手数料の納付用情報の通知

航空局にて申請内容の確認が完了すると、手数料の納付用情報が申請者に メール通知されます。 クレジットカード又はPay-easy(銀行ATM又はインターネットバンキン グ)にて支払います。

# 手数料の納付を開始

#### ドローン情報基盤システムにログインする

ログインID、パスワードを入力し、ドローン情報基盤システムに ログインします。

#### 申請状況確認画面に進む

メインメニューで「申請状況確認/取下げ/支払い」のボタンを 選択します。

#### 申請状況を確認する

申請状況一覧より、対象の申請について「支払選択」ボタンを選択 します。

➡

#### **支払方法を確認する** 支払い方法を選択します。

**納付情報を確認する** 収納機関情報等、納付に関する情報を確認します。

#### **手数料を支払う** クレジットカード又はPay-easy(銀行ATM又はインターネットバンキ ング)にて、手数料を支払います。

-

➡

➡

### 技能証明書発行の通知

手数料の支払いが完了し、航空局での確認手続きが完了すると申請者の メールアドレスにメールが通知されます。

### 

技能証明書の確認

システム内にて技能証明書情報の内容詳細を確認出来ます。

## → 技能証明書の送付・受領(手続き完了)

申請時に登録した送付先住所宛に郵送にて技能証明書が届きますので、受 領して完了です。

#### 技能証明申請手続きフロー(更新)

#### 技能証明書の更新申請を開始

**Step1:ドローン情報基盤システムにログインする** ログインID、パスワードを入力し、ドローン情報基盤システムに ログインします。

➡

➡

Step2:申請者情報入力画面に進む メインメニューで「有効期間の更新」のボタンを選択します。

Step3:申請者情報を確認する 表示されている申請者に関する情報を確認します。

Step4:更新講習修了証明書番号を選択する

更新講習修了証明書番号等の情報を入力します。

Step5:その他情報を入力する 拒否に関する条件等の項目をチェックします。

Step6:申請情報を確認する 入力した情報を確認して申請を行います。

◆ Step7:到達確認をする 技能証明書の更新申請された方へ確認のメールが送付されるので、メールを開いて到達確認を行います。

➡

### 技能証明書の更新申請が完了

航空局にて申請内容の確認を行います。

### 手数料の納付用情報の通知

航空局にて申請内容の確認が完了すると、手数料の納付用情報が申請者に メール通知されます。 クレジットカード又はPay-easy(銀行ATM又はインターネットバンキン グ)にて支払います。

## 手数料の納付を開始

ドローン情報基盤システムにログインする ログインID、パスワードを入力し、ドローン情報基盤システムに ログインします。

➡

-

#### 申請状況確認画面に進む

メインメニューで「申請状況確認/取下げ/支払い」のボタンを 選択します。

### 申請状況を確認する

申請状況一覧より、対象の申請について「支払選択」ボタンを選択 します。

➡

**支払方法を確認する** 支払い方法を選択します。

#### **納付情報を確認する** 収納機関情報等、納付に関する情報を確認します。

●

クレジットカード又はPay-easy(銀行ATM又はインターネットバンキング)にて、手数料を支払います。

➡

-

#### 技能証明書発行の通知

手数料の支払いが完了し、航空局での確認手続きが完了すると申請者の メールアドレスにメールが通知されます。

### ★ 技能証明書の確認

システム内にて技能証明書情報の内容詳細を確認出来ます。

技能証明書の送付・受領(手続き完了)

申請時に登録した送付先住所宛に郵送にて技能証明書が届きますので、受 領して完了です。